

近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景に、ニホンジカ等の野生鳥獣による農林業被害は拡大を見せ、森林・林業被害においては、造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化しています。特に、ニホンジカによる被害は深刻で、当森林計画区における過去10カ年（平成26～令和5年度）の獣害による実損面積の約36%に相当する面積がニホンジカにより被害を受けています。

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を推進していくことが必要となっていく中、ニホンジカによる森林被害の防止が大きな課題となっています。このため、市町村森林整備計画では、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定めます。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカを対象に森林への被害を防止するための措置を実施すべき森林区域について、林野庁が実施する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、環境省が公表している「ニホンジカ密度分布図」、県が策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」や「奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」にかかる調査結果を補完データとするほか、森林組合や地域住民からの対象鳥獣による森林被害情報や生息状況に関する情報を活用しながら対象区域を設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣害防止森林区域内の森林で人工植栽が予定されている箇所を重点的に対策を実施します。

鳥獣害防止対策として、防護柵、食害防止チューブ、忌避剤塗布等の植栽木の保護措置を地域の実情に応じて適宜選択し実施します。これらの中でも防護柵については、設置に作業量・経費がかかり、倒木や積雪等による破損等の対応などが必要となるものの適切な維持管理と改良等を行うことで、被害防止効果が長期にわたって持続される有効な防止方法になります。

また、わなによる捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）、銃器による捕獲等の個体数調整の手法も植栽木の保護には有効な対策とします。

なお、ニホンジカの捕獲数は、「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第1次）」の初年度にあたる平成12年度の1,945頭から令和5年度では、10,296頭まで増加していますが、被害は高止まりの状況です。今後も各種施策と併せて実施し、高い捕獲圧を継続させることにより防止効果を高めていかなければなりません。

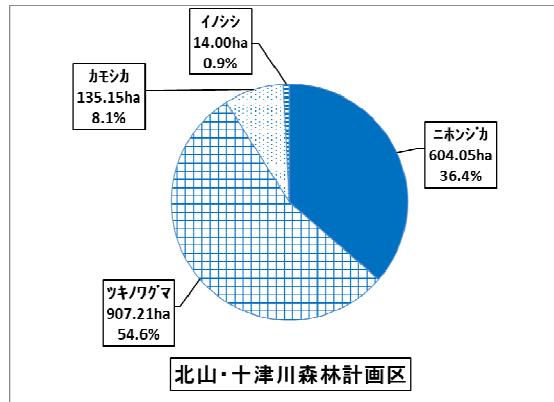
このようなことから、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

ウ その他必要な事項

生息密度の極端な増加は甚大な食害をもたらすことから、積極的に人とニホンジカとの軋轢を緩和し、共存できる環境づくり（捕獲や防護柵設置等）を行うことで、ニホンジカが適正な密度で広範囲に生息する環境整備を図る必要があります。このために、地域一体となった鳥獣害に強い集落づくりの普及啓発、効果的な防護柵（侵入防止柵）の設置に関する県及び国庫の補助事業等の活用により被害対策を推進します。また、捕獲

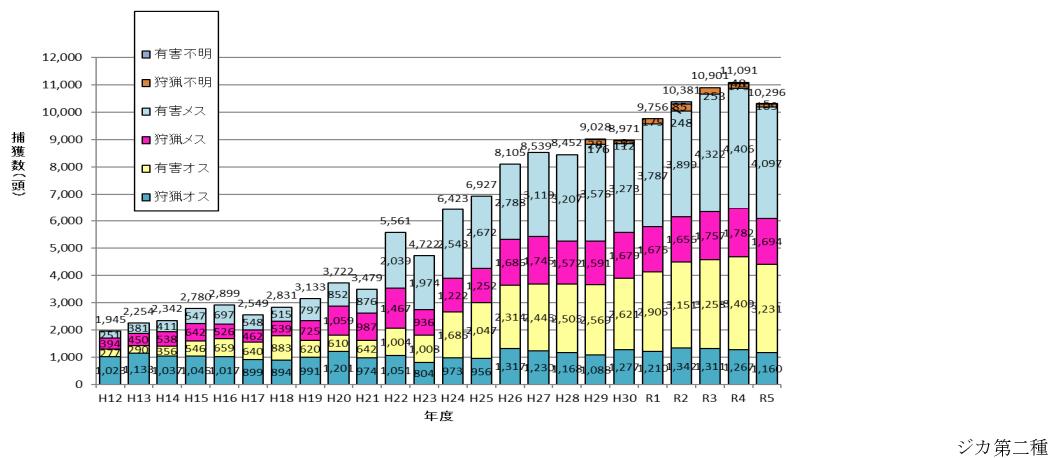
を含めて被害対策を実施する担い手が不足していることから、人材養成を推進していくことが必要です。なお、ニホンジカの生息状況は、糞塊密度調査や捕獲数のデータ等を用いて把握することとし、防護対策の実施状況については、各種補助事業による導入実績のほか、現地調査や各種会議、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を必要に応じて行うことにより把握することとします。

【獣害による被害状況（平成 26～令和 5 年度）】



奈良県森林環境課資料

【ニホンジカ捕獲状況】



奈良県ニホン

ジカ第二種

特定鳥獣管理計画 R5 モニタリング報告書

4. 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林資源の保全のため、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。森林病害虫等については、手入れ不足の森林で被害が蔓延することが多いことから、必要な森林施業を行い、健全な森林を維持するよう努めます。

防除を行う場合については、当該森林が果たしている機能及び被害の程度、周囲の土地及び水面の利用状況、地形、水利、林道等諸条件を総合的に考慮し、伐倒駆除、薬剤の樹幹注入等を実施します。また、被害の拡大を防止するために必要があるときは、伐倒駆除後、自然遷移等により樹種転換を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進します。

特に、当森林計画区においては、ニホンジカ以外の野生鳥獣による主な林業被害として、ツキノワグマによる樹皮の剥皮（クマ剥ぎ）による被害が多く見られます。紀伊半島のツキノワグマ個体群は、環境省のレッドリスト（2020）において「絶滅のおそれのある地域個体群」として保護すべき位置付けにあり、県では、平成18年3月に作成した奈良県版レッドデータブック（2016改訂版）で「絶滅寸前種」に位置付け、保護管理を図ってきたところです。

一方、奈良県の南部地域において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と重複することから様々な軋轢が生じています。特にクマ剥ぎは当森林計画区において、過去10ヶ年（平成26～令和5年度）における獣害による実損面積の約55%を占め、林業不振が長引く中、近年益々問題視されるようになっています。このような状況の中、地元住民の安全対策を講じ、生活基盤としての農林業に対する被害を最小限に抑えていく方策が求められています。奈良県は第二種特定鳥獣管理計画として令和7年10月に「奈良県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマの適切な保護管理にかかる施策を推進します。また、森林や林産物被害を防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ被害の実態把握に努めるとともに、電気柵の設置、トタン・テープ巻き、忌避剤、威嚇弾、犬による追払い等の有効性について検討し、特に確実性の高い被害防止方法について可能な限り積極的に取り入れ、総合的かつ効果的な防除活動を推進します。

また、当森林計画区においては、カモシカによる造林木の主軸先端や枝葉を食害する被害も見られます。カモシカは、昭和9年に国の天然記念物に指定され、昭和30年には特別天然記念物に指定されているため捕獲・捕殺することはできませんが、被害の防除方法はニホンジカに準ずることになります。

なお、被害対策の実施に当たっては、関係行政機関、地域住民、森林所有者、森林組合及び林業事業者、獣友会等関係団体の協力体制を構築することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防及び早期発見を図るため、森林所有者や地域住民を中心として自衛予消防組織を編成し、森林のパトロールや予防意識の啓発活動等を推進します。また、防火帯の整備、山火事予防標識の設置、防火用水等初期消火資機材の配備を必要に応じて実施します。これらの取組を住民を含めた地域の関係者が一体となり推進します。

過去に林野火災の発生が多い箇所、住宅地が山林に接近している箇所、森林レクリエーション等により入林が多い箇所は特に重点的に予防に努めます。

林野火災は、空気が乾燥した風の強い日に多発する傾向にあり、特に冬から春先にかけて多発する傾向にあることから、その期間については特に重点的に予防に努めま

す。

また、林野火災の発生による損害を填補する森林保険の加入促進に努めます。

森林病害虫等の駆除及び人工植栽等のため火入れを実施する場合については、森林法に基づき適正な手続きを行うほか、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林を育成するため、必要に応じて、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交林の造成等を実施します。また、特に集落近くの里山において、放置された竹林が森林内に進入する例もあり、竹以外の樹木の消失や生物多様性への影響、表土の流出、獣害の誘発等様々な問題の原因となっていることから、放置竹林の適切な管理を図ることとします。

近年、森林の保護に対する関心が高まりつつあり、NPOやボランティアによる活動及び企業によるCSR活動等が実施されています。森林の保護に関する取組を実施する際は、森林所有者や地元住民によるもののほか、これら団体等の協力を求めるについて検討します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林浴、野外レクリエーション利用等を通じて人々に潤いと安らぎを与える効果のある森林をいい、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して計画事項を定めます。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用状況等を考慮して設定します。特に、多様な広葉樹が多く賦存し、多くの地域住民等に森林レクリエーションの場として活用されているところでおり、今後森林保健施設の整備と併せて森林の整備が見込まれる区域において設定するものとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の機能低下を補うための施業（択伐施業、広葉樹育成施業、間伐、除伐等）を積極的に実施するものとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したと

きに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の運営・管理については、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と機能の増進が図られるようにします。

また、施設の管理については、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、防火体制、防火施設及び利用者の安全・交通の安全に留意することとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積: km³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,944	1,865	79	548	483	65	1,396	1,382	14
	前半5ヵ年の計画量	933	898	35	261	232	29	672	666
市町村別内訳	天川村	302	289	13	93	82	11	209	207
	前半5ヵ年の計画量	145	139	6	44	39	5	101	100
	野迫川村	228	219	9	60	53	7	168	166
	前半5ヵ年の計画量	110	106	4	29	26	3	81	80
	十津川村	995	953	42	297	261	35	698	692
	前半5ヵ年の計画量	476	458	18	141	125	16	336	333
	下北山村	164	158	6	38	34	5	126	124
	前半5ヵ年の計画量	79	76	3	18	16	2	60	60
	上北山村	255	246	9	60	53	7	195	193
	前半5ヵ年の計画量	123	119	4	29	26	3	94	93

2 間伐面積

単位 面積: ha

区分	面積	
	総数	前半5ヵ年の計画量
市町村別内訳	23,267	11,200
	天川村	3,490
野迫川村	1,680	1,344
	十津川村	2,792
下北山村	11,633	5,599
	前半5ヵ年の計画量	2,094
上北山村	1,008	3,257
	前半5ヵ年の計画量	1,568

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林		天然更新	
	総数	前半5ヵ年の計画量	総数	前半5ヵ年の計画量
市町村別内訳	2,123	1,035	135	65
	天川村	361	18	8
野迫川村	176	234	18	8
	前半5ヵ年の計画量	114	114	35
十津川村	1,145	559	69	35
	前半5ヵ年の計画量	149	72	12
下北山村	149	72	6	6
	前半5ヵ年の計画量	72	234	18
上北山村	114	114	8	8
	前半5ヵ年の計画量	114	114	8

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 開 設

単位 延長 : m 面積 : ha

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	殿 野 坪 内	10,800	(2,824) 1,502	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	3,500	(2,804) 1,629	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩 野 新 田	21,000	568			
〃	〃	〃	〃	僧 庵 谷	1,000	75			
〃	〃	〃	〃	觀 音 峰	2,500	136			
〃	〃	〃	〃	向 山 西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大 橋	500	412			
〃	〃	〃	〃	大 谷	500	38			
〃	〃	〃	〃	道 淨 谷	500	175			
〃	〃	〃	〃	籠 山	500	62			
〃	〃	〃	〃	庵 住 広 瀬 谷	500	112			
〃	〃	〃	〃	五 色 谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑 の 谷	1,000	291			
〃	〃	〃	〃	高 尾 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	寺 井 谷	500	25			
〃	〃	〃	〃	高 山 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	ア シ 谷	500	48			
〃	〃	〃	〃	天 和 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	モ ジ キ 谷	500	237			
〃	〃	〃	〃	金 山 谷	1,000	179			
〃	〃	〃	〃	大 月 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	細 田 谷	500	39			

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	カマス谷	500	43			
〃	〃	〃	〃	マイガシリ谷	500	102			
〃	〃	〃	〃	小池谷	500	61			
〃	〃	〃	〃	タキノ谷	500	49			
〃	〃	〃	〃	松葉谷	500	21			
	計			27路線	50,500				
開設	自動車道	林道	野迫川村	北股弓手原	500	(2,925) 2,811	○		国有林に利 用区域有り
〃	〃	〃	〃	ホラ谷立里	4,000	528	○		
〃	〃	〃	〃	西谷	1,000	120			
〃	〃	林業 専用道	〃	桧股	2,500	92	○		国有林に利 用区域有り
	計			4路線	8,000				
開設	自動車道	林道	十津川村	高滝	3,600	326	○		
〃	〃	林業 専用道	〃	今西三浦	5,000	778			
〃	〃	〃	〃	松柱	1,600	92			
	計			3路線	10,200				
開設	自動車道	林道	上北山村	橡谷小処	500	242			
〃	〃	〃	〃	水太和佐又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	小谷	1,000	619			
	計			3路線	2,500				
開設	自動車道	林道	下北山村	不動峠桃原	1,500	25			
〃	〃	〃	〃	天の谷ヌタ谷	8,000	293			
	計			2路線	9,500				
開設合計				39路線	80,700				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(2) 拡張(改良)

単位 延長: m 面積: ha

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	吉野大峯	300	(1,595) 168			吉野町、黒滝村、 川上村と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	1,000	(2,804) 1,629			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	殿野坪内	1,000	(2,824) 1,502			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	300	568			
〃	〃	〃	〃	西の谷	500	578			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	300	75			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大橋	200	412			
〃	〃	〃	〃	大谷	200	38			
〃	〃	〃	〃	道淨谷	200	175			
〃	〃	〃	〃	竈山	200	62			
〃	〃	〃	〃	広瀬谷	500	320			
〃	〃	〃	〃	牛頭谷	200	59			
〃	〃	〃	〃	五色谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	白倉谷	500	803			
〃	〃	〃	〃	門越谷	200	63			
〃	〃	〃	〃	入谷	200	42			
〃	〃	〃	〃	北又谷	200	94			
〃	〃	〃	〃	九尾谷	400	246			
〃	〃	〃	〃	笠井谷	200	100			
〃	〃	〃	〃	深谷	300	484			
〃	〃	〃	〃	ナメラ谷	200	90			
〃	〃	〃	〃	中の谷	200	28			

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延及 箇所数	長 び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	クチ谷	200	37				
〃	〃	〃	〃	西の谷支	200	70				
〃	〃	〃	〃	魚止り	200	136				
〃	〃	〃	〃	千本谷	200	261				
〃	〃	〃	〃	上の平	200	14				
	計			29路線	9,500					
拡張	自動車道 (改良)	林道	野迫川村	平川釜落	500	451				
〃	〃	〃	〃	北股弓手原	100	(2,925) 2,811	○			
〃	〃	〃	〃	ゴツトロ谷	100	116				
〃	〃	〃	〃	五色谷	100	203				
〃	〃	〃	〃	コノ谷	100	530				
〃	〃	〃	〃	大井谷	100	95				
〃	〃	〃	〃	弓手原	300	657				
〃	〃	〃	〃	名谷	100	246				
〃	〃	〃	〃	アジコ谷	100	137				
〃	〃	〃	〃	イタツゴ奥千丈	100	369				
〃	〃	〃	〃	砂子谷	100	176				
〃	〃	〃	〃	川瀬谷	100	499				
〃	〃	〃	〃	川瀬谷支線	100	117				
〃	〃	〃	〃	アズマタ	100	172				
〃	〃	〃	〃	サルカイ谷	100	189				
〃	〃	〃	〃	峰平谷	100	256				
〃	〃	〃	〃	土谷平	100	36				
〃	〃	〃	〃	大股併用林道	100	81				

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延及 箇所数	長 び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	野迫川村	川原樋川	100	1,571				
〃	〃	〃	〃	タイ谷	100	327				
〃	〃	〃	〃	ホラ谷立里	100	528				
〃	〃	〃	〃	檜股	100	104				
〃	〃	〃	〃	平川谷	100	163				
〃	〃	〃	〃	南谷	100	93				
〃	〃	〃	〃	後谷	100	40				
〃	〃	〃	〃	タイノ原	100	450				
〃	〃	〃	〃	牛ノ谷	100	63				
〃	〃	〃	〃	イタツゴ谷	100	58				
〃	〃	〃	〃	西谷	100	143				
	計			29路線	3,500					
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	奥千丈	1,000	3,598	○			
〃	〃	〃	〃	旭	500	2,894	○			
〃	〃	〃	〃	内原	800	3,334				
〃	〃	〃	〃	不動木屋	500	1,300	○			
〃	〃	〃	〃	松柱	400	652				
〃	〃	〃	〃	松柱支	100	58				
〃	〃	〃	〃	今西	200	386				
〃	〃	〃	〃	大谷	500	639				
〃	〃	〃	〃	奥大谷	100	772				
〃	〃	〃	〃	京の谷	100	224				
〃	〃	〃	〃	広見川	50	259				
〃	〃	〃	〃	小森	50	147				
〃	〃	〃	〃	月谷	200	1,245				

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延及箇所数	長び箇所数	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	折立大谷	50	167				
〃	〃	〃	〃	三浦谷	100	458				
〃	〃	〃	〃	入谷	100	170				
〃	〃	〃	〃	西中谷	50	38				
〃	〃	〃	〃	栗平	250	1,834				
〃	〃	〃	〃	市原谷	250	200				
〃	〃	〃	〃	則本谷	200	250				
〃	〃	〃	〃	果無谷	150	810				
〃	〃	〃	〃	小原永井	250	676				
〃	〃	〃	〃	大井谷	50	282				
〃	〃	〃	〃	樅尾谷	50	240				
〃	〃	〃	〃	田之垣内	50	64				
〃	〃	〃	〃	山崎谷	200	555				
〃	〃	〃	〃	大野	200	910				
〃	〃	〃	〃	小原谷	100	49				
〃	〃	〃	〃	熊谷	100	463				
〃	〃	〃	〃	神山	100	217				
〃	〃	〃	〃	川津今西	300	2,575				
〃	〃	〃	〃	錨谷	100	173				
〃	〃	〃	〃	迫野谷	100	170				
〃	〃	〃	〃	那知合永井	1,000	194				
	計			34路線	8,250					
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	四ノ川2号	600	224	○			
〃	〃	〃	〃	卜ボ卜谷	140	401	○			
〃	〃	〃	〃	前鬼	100	323				
〃	〃	〃	〃	備後川	30	(4, 135) 623				上北山村、三重県 熊野市、国有林と連絡

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延及箇所数	長び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	小又	500	483				
〃	〃	〃	〃	コモ谷	300	160				
〃	〃	〃	〃	天の谷ヌタ谷	300	293				
	計			7路線	1,970					
拡張	自動車道 (改良)	林道	上北山村	辻堂山	500	186	○			
〃	〃	〃	〃	橡谷西ノ谷	1,000	1,473				
〃	〃	〃	〃	サシギリ	1,000	1,581	○			
〃	〃	〃	〃	水太和佐又	500	903				
〃	〃	〃	〃	備後川	200	(4,135) 730				下北山村、三重県 熊野市、国有林と連絡
〃	〃	〃	〃	深瀬谷	300	715				
〃	〃	〃	〃	小谷	500	619				
〃	〃	〃	〃	和泉谷	300	292				
〃	〃	〃	〃	内ヶ谷	200	302				
〃	〃	〃	〃	白川又	1,000	4,267				
〃	〃	〃	〃	和佐又	100	232	○			
	計			11路線	5,600					
改 良 合 計				110路線	28,820					

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

(3) 拡張(舗装)

単位 延長:m 面積:ha

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	天川村	殿野坪内	7,000	(2,824) 1,502			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	2,000	(2,804) 1,629			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	3,000	568			
〃	〃	〃	〃	西の谷	1,600	578			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	籠山	200	62			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	門越谷	500	63			
〃	〃	〃	〃	九尾谷	200	246			
〃	〃	〃	〃	西の谷支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚止り	200	136			
〃	〃	〃	〃	セコ谷	400	25			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	500	75			
	計			13路線	16,500				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	野迫川村	ゴツトロ谷	100	116			
〃	〃	〃	〃	北股弓手原	300	(2,925) 2,811			
〃	〃	〃	〃	弓手原	300	657			
〃	〃	〃	〃	平川釜落	1,000	451			
〃	〃	〃	〃	檜股	100	104			
〃	〃	〃	〃	南谷	100	93			
〃	〃	〃	〃	タイノ原	5,000	450			
	計			7路線	6,900				

開設拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	栗平	3,300	1,884			
〃	〃	〃	〃	山崎谷	1,500	555			
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	今西	2,000	386			
〃	〃	〃	〃	高滝	5,000	326			
	計			4路線	11,800				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	下北山村	備後川	300	(4,135) 623			上北山村.三重県 熊野市.国有林と 連絡
〃	〃	〃	〃	五田刈	1,371	378	○		
	計			2路線	1,671				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	上北山村	水太和佐又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	深瀬谷	500	715			
〃	〃	〃	〃	橡谷小処	500	242			
	計			3路線	2,000				
舗装合計				29路線	38,871				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林種類	面 積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数 (実面積)	48,160	47,205	
水源涵養のための保安林	43,913	42,986	
災害防備のための保安林	4,429	4,401	
保健、風致の保存等のための保安林	2,117	2,117	

注 1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注 2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注 3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注 4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定解除	種類	森林の所在		面 積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村					
指定	水源涵養のための保安林	総数		1,851	924	水源涵養のため	
		天川村		132	66		
		野迫川村		183	91		
		十津川村		801	400		
		下北山村		249	124		
		上北山村		486	243		
	災害防備のための保安林	総数		54	26	災害防備のため	
		天川村		4	2		
		野迫川村		12	6		
		十津川村		28	14		
		下北山村		3	1		
		上北山村		7	3		
解除	災害防備のための保安林	総数		1	1	公益上の理由	
		十津川村		1	1		
	水源涵養のための保安林	総数		6	6	指定理由の消滅	
		天川村		1	1		
		野迫川村		1	1		
		十津川村		1	1		
		下北山村		2	2		
		上北山村		1	1		
	災害防備のための保安林	総数		6	6		
		天川村		2	2		
		野迫川村		1	1		
		十津川村		1	1		
		下北山村		1	1		
		上北山村		1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	—	2,070	10,897	8,862	3,784
災害防備のための保安林	67	—	129	1,804	518
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	82	1,657	82

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在 市町村	区域	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		治山事業施行地区数 前半5ヵ年の計画地区数	前半5ヵ年の計画地区数		
総数		20	9		
天川村	川合深谷 外	5	1	渓・山	「渓」は渓間工、 「山」は山腹工、 「地」は地下水排水工、 「本」は本数調整伐。
野迫川村	北股上垣内 外	3	3	渓・山	
千津川村	折立 外	6	3	渓・山	
下北山村	佐田モモハラ谷 外	4	1	渓・山	
上北山村	西原和佐又山 外	2	1	山	

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

該当無し

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第3種特別地域)	天川村	11, 34, 36, 40~43, 46, 47, 52, 108~111, 116, 117, 119, 132~144, 146~148, 156~164, 172~174	1, 999.31	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (保健保安林) (砂防指定地) (国立公園第3種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		8, 9, 19, 21, 28, 30, 31, 38~40, 49, 50, 52~55, 62, 64~66, 80~82, 90, 97, 100~103, 122, 123, 198, 200~202, 210~212, 216, 219~221, 229~235, 237	359.87	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林 (砂防指定地)		1, 7, 8, 17, 38, 65, 76, 118, 211	5.43	②③		
保健保安林 (土砂流出防備保安林) (国立公園第3種特別地域)		81, 102, 103	19.27	②		
落石防止保安林 (風致保安林) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		70, 100, 102	8.49	②		
風致保安林 (落石防止保安林) (国立公園第2種特別地域)		70	6.35	②		
砂防指定地 (土砂流出防備保安林) (土砂崩壊防備保安林)		30, 31, 35~39, 203, 205~211	97.20	④		
国立公園特別保護地区 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		94, 95, 138~142, 144, 146~148, 156, 161~163, 173, 174, 192, 193	388.92	⑤		
国立公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		88, 91~95, 117, 120, 129~131, 143, 146, 148, 156, 165~170, 190~192, 194, 195	431.01	⑥		

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園第2種特別地域 (落石防止保安林) (風致保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)	天川村	70, 71, 85~88, 189, 191~195	290.59	⑦		
国立公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (落石防止保安林) (保健保安林) (急傾斜地崩壊危険区域)		81~84, 88~90, 97~102, 115~117, 174~178, 189, 190	785.16	⑧		
文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物 (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域)		192, 193	63.43	⑩		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林) (落石防止保安林) (国立公園第3種特別地域) (地すべり防止区域)		8, 17, 18, 28, 29, 50, 51, 64, 65, 81, 102, 203, 215, 228	19.09	⑫		
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	野迫川村	63, 64, 68, 88~93, 95~99, 111~122, 125, 126, 131, 133, 134, 180~190, 201~203, 210, 221~224, 226, 233~242	2, 330.58	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区) (急傾斜地崩壊危険区域)		15~18, 26, 29, 31~33, 35, 39, 44, 62~65, 76~82, 88, 107, 108, 111~122, 139, 140, 144, 149, 151, 158~160, 171, 172, 175, 187, 191, 192, 203, 205, 210, 211, 212, 216	693.03	①②③	⑬	

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	野迫川村	1~26, 30, 31, 33, 43, 45~47, 49~64, 67~69, 72, 74, 81, 86, 87, 95, 96, 98~101, 105~117, 119, 121~128, 132, 133, 136~138, 140, 141, 143~ 149, 161, 168, 169, 172, 173, 178, 191, 193~195, 199, 200, 205, 207, 208, 216~220, 228~232, 240~243	228.49	④		
国定公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		68, 91, 111, 112, 180~186, 188, 189, 213, 214, 222, 223	167.36	⑥		
国定公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (鳥獣保護特別保護地区)		16~19, 60~66, 68, 90, 91, 111~119, 125, 126, 155, 156, 164~176, 178~181, 183~189	847.01	⑦		
国定公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (鳥獣保護特別保護地区) (急傾斜地崩壊危険区域)		111~122, 125, 126, 155~159, 162~179, 186~190, 210, 213, 214, 222, 223	1, 663.60	⑧		
鳥獣保護特別保護地区 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域)		68, 77, 90, 91, 111, 112	52.08	⑨		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林) (国定公園第3種特別地域)		11, 12, 16, 56, 140, 144, 172, 216	22.21	⑫		

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 (土砂崩壊防備保安林) (砂防指定地) (国立公園特別保護区地区) (国立公園第1種特別地域) (国定公園第1種特別地域) (国定公園第2種特別地域) (国定公園第3種特別地域)	十津川村	22, 43～92, 173, 179～194, 223, 224, 241, 248～267, 271～273, 292, 293, 295, 358～360, 364, 366～372, 383, 389, 390, 396～407, 454, 471～478, 487, 532, 533, 542～551, 575～584, 621, 625, 634～638, 648～650, 654～667, 670～674, 684～711, 726, 727, 777～779, 789, 790, 792, 797～800, 804～810, 819, 820, 824～829, 833, 834, 841～849, 851, 853, 856, 857, 863, 864, 879, 880, 888, 902, 945, 949, 986, 988, 989, 1029, 1042～1046, 1054～1058, 1060, 1061, 1064～1081, 1083～1093, 1097, 1098, 1101～1103, 1105～1108, 1115～1126, 1139～1156, 1160～1170, 1178, 1179, 1181～1183, 1187～1199, 1203, 1239～1249, 1259～1265, 1282～1285, 1302, 1303	15, 442.05	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (土砂崩壊防備保安林) (砂防指定地) (急傾斜地崩壊危険地域)		2, 3, 9, 13, 14, 17, 105, 111, 132, 133, 137, 138, 143, 148, 149, 155, 163～169, 172, 230, 294, 300, 304, 308, 311, 339, 341, 344, 357, 414, 415, 419, 441, 442, 445～447, 531, 540, 541, 555, 602, 611～613, 618, 731～733, 737, 738, 744, 757～759, 762, 764～766, 772, 777, 778, 790, 802, 813～816, 878, 885, 886, 893, 894, 898, 901, 904, 905, 920, 922, 923, 939, 947, 952, 953, 960, 963, 983, 984, 987, 988, 990, 991, 993, 995, 999, 1000, 1004～1006, 1013～1027, 1030, 1031, 1033, 1038～1042, 1047, 1048, 1053, 1054, 1173～1175, 1232, 1233, 1236, 1237, 1239, 1249, 1250, 1272～1274, 1290, 1295, 1297～1299, 1315, 1316	1, 851.52	①②③	⑬	

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地)	十津川村	9, 17, 176, 234, 326, 335, 339, 413, 414, 443, 445, 446, 448, 555, 602, 611, 624, 630, 738, 757, 758, 764, 799, 814, 836, 859, 896, 908, 909, 911~913, 922, 926, 939, 947, 959, 960, 964, 987, 988, 1000, 1005, 1006, 1008, 1030, 1031, 1101~1103, 1179, 1204, 1233, 1271, 1272, 1295, 1297, 1298, 1302	42.29	②③		
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国定公園第3種特別地域) (土砂崩壊防備保安林)		122, 124, 208~211, 220, 221, 224, 225, 228, 229, 325, 603, 608, 609, 622, 623, 630, 631, 633, 634, 638, 639, 643~646, 650~652, 668~673, 723, 729~733, 739, 740, 743, 749, 750, 754~759, 782~792, 794~797, 799~803, 812~814, 816, 818, 823, 824, 829~831, 835, 836, 851, 852, 854, 855, 859, 873~879, 881, 883, 885~889, 894~896, 903, 904, 908~911, 922~924, 926, 932, 936~939, 953, 1057, 1058, 1060~1063, 1098~1104, 1114, 1115, 1122, 1123, 1125~1127, 1131~1134, 1160, 1162~1164, 1170, 1176~1181, 1183~1185, 1190, 1191, 1196~1208, 1210, 1227~1231, 1302~1306, 1311~1313, 1315, 1316	980.60	④		
国定公園特別保護地区 (水源かん養保安林)		70, 71, 75~82, 255~258	124.77	⑤		
国定公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		66~70, 249~260, 571~573, 585	627.29	⑥		
国定公園第2種特別地域 (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物)		570, 571	17.31	⑦		

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国定公園第1種特別地域 (水源かん養保安林)	十津川村	1146～1148, 1150～1155	17.84	⑥		
国定公園第2種特別地域 (水源かん養保安林)		1134～1137, 1144, 1146～1148, 1150～1158, 1161, 1166, 1167, 1187, 1188, 1190, 1192, 1193, 1214	121.09	⑦		
国定公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		1134～1159	1,097.81	⑧		
文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物 (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区) (県自然環境保全地域特別地区)		504, 570, 571	21.29	⑩		
自然環境保全地域特別地区 (文化財保護法・史跡、名勝、天然記念物) (鳥獣保護特別保護地区)		439, 461, 462, 464, 503～505, 513, 514	93.39	⑪		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		134, 136, 175, 176, 312, 326, 327, 3 38, 341, 348, 427, 430, 448, 531, 54 1, 757, 784, 910, 921, 924, 951～ 953, 960	134.81	⑫		
水源かん養保安林 (砂防指定地) 国立公園第2種特別地域	下北山村	1, 3～6, 8～18, 20, 21, 23, 26～29, 31, 32, 36, 37, 41～51, 53, 54, 61～67, 76, 81, 84, 85, 90, 91, 93, 96, 98～102, 104～112, 121～123, 143～148, 150	4,441.29	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (保健保安林) (急傾斜地崩壊危険区域)		1, 24, 26～28, 35, 36, 38, 39, 53, 74, 75, 80, 82, 85, 86, 89, 95, 96, 111, 112, 114, 121	173.92	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林		24, 116	0.77	②③		
保健保安林 (土砂流出防備保安林)		24, 112	20.28	②		
砂防指定地 (水源かん養保安林) (国立公園第2種特別地域)		25, 36, 37, 52～61, 68～72, 74, 81, 83～85, 89, 97～103, 111	150.77	④		

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園特別保護地区	下北山村	127~139, 141, 142	665.78	⑤		
国立公園第1種特別地域		136~140	242.12	⑥		
国立公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		82, 102~108, 110, 111, 124~127, 129	360.09	⑦		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		24, 35, 36, 71, 81, 85, 86, 97, 111	18.88	⑫		
水源かん養保安林 (土砂流出防備保安林) (保健保安林) (砂防指定地) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)	上北山村	3, 4, 6~12, 17~79, 87, 90~ 98, 100, 101, 105, 106, 128~135, 141~ 144, 147, 148, 150~152, 154~156, 160~164, 178~180, 182, 186~188, 200, 201, 211~218, 222~225, 229, 230, 233, 236~ 252, 259, 260, 263, 267~269, 271, 272, 276, 277, 284, 285, 286, 289~291, 295~299, 374~377, 387, 398~402, 422~425, 427	8, 943.58	①②	⑬	
土砂流出防備保安林 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (急傾斜地崩壊危険区域)		15, 29, 85, 89, 99, 104, 111, 121, 124, 125, 128, 160, 175, 176, 191, 192, 194, 195, 199, 202, 203, 227, 228, 247, 259, 261, 262, 265, 274, 392	313.51	①②③	⑬	
土砂崩壊防備保安林		153	4.92	②③		
保健保安林 (水源かん養保安林) (国立公園特別保護区) (国立公園第1種特別地域) (鳥獣保護特別保護地区)		31~41, 47~56, 58~74, 338~341	1, 393.27	②		
落石防止保安林 (国立公園特別保護区) (風致保安林)		354~357	63.32	②		
風致保安林 (落石防止保安林) (国立公園特別保護区)		354~357	63.32	②		

単位 面積: ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (国立公園第3種特別地域)	上北山村	87, 89~92, 95~99, 104, 105, 108~114, 116~121, 123~126, 145, 150~170, 172~177, 185, 186, 195~215, 217, 218, 224~226, 228, 229, 231~234, 243~248, 252, 261, 262, 264, 265	174.66	④		
国立公園特別保護区 (水源かん養保安林) (保健保安林) (落石防止保安林) (風致保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		38, 39, 50~52, 60~63, 65~67, 70~72, 132~135, 137, 138, 338~341, 354~358, 360~362	841.71	⑤		
国立公園第1種特別地域 (水源かん養保安林) (土砂流出防備保安林) (砂防指定地) (保健保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		52~55, 120~122, 130~132, 140, 158~162, 164, 165, 167	262.18	⑥		
国立公園第2種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地) (土砂流出防備保安林) (鳥獣保護特別保護地区)		153, 154, 157~162, 164, 349	181.98	⑦		
国立公園第3種特別地域 (水源かん養保安林) (砂防指定地)		149~151, 156~160, 163~167, 169~171, 175, 203~208, 215	379.32	⑧		
鳥獣保護特別保護地区 (水源かん養保安林) (国立公園特別保護地区) (国立公園第1種特別地域) (国立公園第2種特別地域) (保健保安林)		38, 39, 50~55, 60~63, 65~67, 70, 71, 349	373.32	⑨		
文化財保護法・史跡・名勝、天然記念物		194	0.32	⑩		
急傾斜地崩壊危険区域 (土砂流出防備保安林)		87, 88, 109, 110, 186, 194, 247, 268, 391	10.02	⑪		

別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

区分		森林の所在（林小班）	面積	留意すべき事項
総数			73,554.24	
市	天川村	1, 7~12, 17~22, 25~31, 34~43, 46~55, 62, 64~68, 70, 76, 77, 80~82, 90, 97, 98, 100~103, 108~111, 116~119, 122, 123, 132~144, 146~148, 156~164, 172~175, 178, 198~212, 215, 216, 219~221, 228~237	7,300.70	
	野迫川村	1~26, 29~35, 39, 43~47, 49~60, 62~65, 68, 69, 72, 74~82, 86~93, 95~101, 105~128, 131~134, 136~141, 143~145, 147~152, 158~161, 168, 169, 171~173, 175, 177, 178, 180~195, 197~203, 205, 207, 208, 210~224, 226, 228~243	9,981.69	
町	十津川村	1~5, 8~11, 13~15, 17, 20, 22, 43~92, 105, 111, 113, 120~125, 132~138, 143, 148, 149, 155~157, 162~173, 175~194, 223, 224, 230, 232, 234, 235, 241, 248~267, 271~273, 287, 294, 292, 293, 295, 300, 303~305, 308, 309, 311, 312, 324~327, 331, 334, 335, 338, 339, 341, 344, 348, 350, 355, 357~360, 364, 366~372, 383, 387, 389, 390, 396~408, 413~415, 419, 427, 429~433, 436, 440~448, 450, 451, 454~456, 471~478, 484, 486~491, 496, 502, 508, 521, 524~526, 528~533, 537~552, 554, 555, 569, 570, 575~584, 592, 596, 599~603, 608~613, 618, 621~625, 630, 631, 633~639, 643~646, 648~652, 654~675, 684~711, 721~723, 726, 727, 729~733, 736~740, 743, 744, 749, 750, 752, 754~759, 762~767, 771, 772, 776~779, 781~792, 794~810, 812~820, 823~831, 833~837, 840~857, 859, 863, 864, 872~881, 883, 885~889, 891~896, 898, 901~905, 907~914, 916, 920~926, 932, 936~939, 945~954, 956, 959~964, 983, 984, 986~991, 993, 995, 996, 999~1001, 1004~1008, 1012~1027, 1029~1031, 1033, 1034, 1038~1048, 1052~1058, 1060~1081, 1083~1093, 1097~1108, 1114~1127, 1131~1134, 1139~1156, 1160~1170, 1173~1185, 1187~1208, 1210, 1227~1234, 1236, 1237, 1239, 1240~1250, 1259~1265, 1271~1274, 1282~1285, 1290, 1294~1299, 1302, 1303, 1312, 1315, 1316	34,046.60	水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、落石防止の各機能を発揮させるため、「Ⅲ第2-2-(1)森林の整備及び保全の目標」及び「Ⅲ第2-2-(2)森林の整備及び保全の基本方針」に配慮するほか、「ガイドライン」を遵守する。
別内訳	下北山村	1, 3~18, 20, 21, 23~32, 35~39, 41~72, 74~76, 80~87, 89~91, 93, 95~112, 114, 116, 121~123, 132, 143~148, 150	7,578.79	
	上北山村	1~12, 15, 17~79, 85~101, 104~126, 128~135, 141~145, 147~170, 172~180, 182, 185~188, 191~218, 222~234, 236~252, 259~265, 267~269, 271~274, 276, 277, 283~286, 289~291, 295~299, 317, 318, 354~357, 361, 374~377, 386, 387, 391, 392, 398~402, 420, 422~425, 427, 436	14,646.46	

注 本表の面積は、山地災害防止機能Iを含む林班及び、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林を含む林班の総面積である。

天然更新完了基準

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、針葉樹及びブナ、カシ類、ナラ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類等の広葉樹であって、基本的には、郷土樹種を対象とし、将来高木（※1）となりうる樹種とする。

3 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における対象とする更新種は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助作業については、地表搔き起こし、刈出し、植込み等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
- (2) 更新が完了した状態は、後継樹が林地全体にわたり存在し、その密度が1ha当たり2,000本以上とする。
- (3) 上記の条件を満たす場合であっても、病虫獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
- (4) 5年を経過しても前述の要件を満たすことができない森林については、追加的な天然更新補助作業等（人工植栽等）の実施を検討し、確実な更新を図るものとする。

5 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年後とする。
- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
 - 1) 標準地の数は、下記のとおりとし現地の状況に応じて増減する。
天然更新対象地面積は0.1ha当たり1箇所とする。但し、0.1ha未満は1箇所とする。
 - 2) 標準地は、天然更新対象地の地形・植生等を考慮の上、現地実態から更新状態が平均的と見られる箇所を設定する。
 - 3) 標準地の大きさは、水平距離10m×10mのプロット（区画）を設けることとする。
 - 4) 全体の調査プロット数に対し基準本数を満たすプロットの割合が6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳若しくは写真を保管する。
- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

（※1）スギ、ヒノキ、アカマツ、シイ、カシ類、ブナ、ナラ類、ミズメ・シデ類、ケヤキ、ホオノキ、トチノキ、シオジ、ミズキ、サクラ類、カエデ類、キリ、タブノキ、ネズミモチ、クスノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、リョウブ、アカメガシワ、クサギ、カラスザンショウ、タラノキ、ヌルデ、ヤマウルシ、ヤマハゼ等の広葉樹で県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

別紙 更新調査野帳様式

プロット	樹種	樹高(cm)	本数
1			合計本数 本
2			合計本数 本
3			合計本数 本
4			合計本数 本
5			合計本数 本
6			合計本数 本
7			合計本数 本
8			合計本数 本
9			合計本数 本
10			合計本数 本